

【高専機構】 第3期中期目標	【高専機構】 第3期中期計画	【都城高専】 第3期中期計画
<p>(序文) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p>	<p>(序文) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための中期計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p>	
<p>(前文) 機構は、独立行政法人国立高等専門学校機構法（以下「機構法」という。）別表に掲げる各国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする（機構法第3条）。</p> <p>これまでも、国立高等専門学校は、ものづくりなど専門的な技術に興味や関心を持つ学生に対し、中学校卒業後の早い段階から、高度な専門知識を持つ教員によって、座学だけでなく実験・実習・実技等の体験的な学習を重視したきめ細やかな教育指導を行うことにより、製造業を始めとする産業界に創造力ある実践的技術者を継続的に送り出し、我が国のものづくり基盤の確立に大きな役割を担ってきた。特に、専攻科においては、特定の専門領域におけるより高度な知識・素養を身につけた実践的技術者の育成を行ってきている。また、卒業生の約4割が高等専門学校の教育で培われたものづくりの知識や技術を基礎にして、より高度な知識と技術を修得するために進学している。</p> <p>さらに、これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における技術相談や共同研究など地域や産業界との連携への期待も高まっている。</p> <p>このように国立高等専門学校にさまざまな役割が期待される中、15歳人口の急速な減少という状況の下で優れた入学者を確保するためには、5年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係の構築などに加え、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視野を持って社会の諸課題に立ち向かう、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を養成することにより、高等学校や大学とは異なる高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかなければならない。</p> <p>また、産業構造の変化、技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズの変化等、社会状況の変化や「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月31日中央教育審議会答申）において、地域及び我が国全体のニーズを踏まえた新分野への展開等のための教育組織の充実等が求められていることを踏まえ、法人本部がその機能を発揮し、イニシアティブを取る必要がある。</p> <p>こうした認識のもと、各国立高等専門学校が自主的・自律的な改革により多様に発展することを促しつつ、一方で法人本部が更にイニシアティブを発揮し、ガバナンスの強化を図ることにより、大学とは異なる高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化するため、機構の中期目標を以下のとおりとする。</p>	<p>(基本方針) 国立高等専門学校は、中学校卒業後の早い段階から、座学だけでなく実験・実習・実技等の体験的な学習を重視したきめ細やかな教育指導を行うことにより、産業界に実践的技術者を継続的に送り出してきており、また、近年ではより高度な知識技術を修得するために4割を超える卒業生が進学している。</p> <p>さらに、これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における技術相談や共同研究など地域や産業界との連携への期待も高まっている。</p> <p>このように国立高等専門学校にさまざまな役割が期待される中、高等学校や大学とは異なる高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかなければならない。また、法人本部がその機能を発揮し、イニシアティブを取る必要がある。</p> <p>こうした認識のもと、大学とは異なる高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化することを基本方針とし、中期目標を達成するための中期計画を以下のとおりとする。</p>	
<p>I 中期目標期間 中期目標期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 教育に関する目標 実験・実習・実技を通して早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解させるという高等学校や大学とは異なる特色ある教育課程を通し、製造業を始めとする様々な分野において創造力ある技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、さらには生涯にわたって学ぶ力を確実に身に付けさせることができるように、以下の観点に基づき高等専門学校の教育実施体制を整備する。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1 教育に関する事項 機構の設置する各国立高等専門学校において、別表に掲げる学科を設け、所定の収容定員の学生を対象として、高等学校や大学の教育課程とは異なり中学校卒業後の早い段階から実験・実習・実技等の体験的な学習を重視した教育を行い、製造業を始めとする様々な分野において創造力ある技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、さらには生涯にわたって学ぶ力を確実に身に付けさせるため、以下の観点に基づき高等専門学校の教育実施体制を整備する。</p>	
<p>(1) 入学者の確保 高等学校や大学とは異なる高等専門学校の特性や魅力について、中学生や中学校教員、さらに広く社会における認識を高める広報活動を組織的に展開するとともに適切な入試を実施することによって、十分な資質を持った入学者を確保する。</p>	<p>(1) 入学者の確保 ① 中学校長や中学校PTAなどの全国的な組織への広報活動を行うとともに、メディア等を通じた積極的な広報を行う。</p>	<p>①都城圏域及び宮崎市内中学校校長会、学習塾等への進学説明会を継続して開催する。 ②都城市の校長会会長を本校の外部評価委員として委嘱し、連携をより一層強化する。 ③学校ホームページやテレビ、新聞等のメディアを通じて積極的な広報活動を行う。 ④志願者を確保するために学校PRパンフレットの内容を毎年見直し、女子志願者向けのWebページを新たに設ける。</p>

【高専機構】 第3期中期目標	【高専機構】 第3期中期計画	【都城高専】 第3期中期計画
	<p>② 中学生が国立高等専門学校での学習内容を体験できるような入学説明会、体験入学、オープンキャンパス等を充実させ、特に女子学生の志願者確保に向けた取組を推進する。</p> <p>③ 中学生やその保護者を対象とする各高等専門学校が活用できる広報資料を作成する。</p> <p>④ ものづくりに関心と適性を有する者など国立高等専門学校の教育にふさわしい人材を的確に選抜できるように適切な入試を実施する。</p> <p>⑤ 入学者の学力水準の維持に努めるとともに、女子学生等の受入れを推進し、入学志願者の質を維持する。</p>	<p>⑤ オープンキャンパスは、毎年、実施内容を見直し、より魅力ある高専をPRするために内容の充実を図る。</p> <p>⑥ 女子学生のための講演会について、内容を精選しながら毎年継続して実施する。</p> <p>⑦ 女子中学生を対象とした入学説明会や公開講座を実施する。</p> <p>⑧ 学校紹介パンフレットの内容を毎年見直し、より充実した内容にする。</p> <p>⑨ 学力検査答案の採点ミスを防止するため、答案の再確認を継続して実施する。</p> <p>⑩ 推薦志願者の多い学科の推薦入学定員について、現行の40%程度から50%程度への拡大を図る。</p> <p>⑪ 鹿児島高専との最寄地受験制度の導入について検討する。</p> <p>⑫ 平成26年度の入学志願倍率1.7倍を維持し、更なる増加を図るため、進学説明会、オープンキャンパスの内容を充実させる。さらに、女子学生を対象とした進学説明会の実施や理系女子のPRを積極的に行う。</p> <p>⑬ 志願者増加を図るため、同窓会や学校後援会との連携を一層強化する。</p> <p>⑭ 他の高専の同系学科の女子学生就職先を調査・整理し、就職指導に反映する。</p>
<p>(2) 教育課程の編成等 産業構造の変化や技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、本法本部がその機能を発揮し、イニシアティブを取って、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視点を持って社会の諸課題に立ち向かう、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を養成するため、51校の国立高等専門学校の配置の在り方の見直し及び学科再編、専攻科の充実等を行う。またその際、個々の高等専門学校の地域の特性を踏まえ、教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう配慮する。</p> <p>なお、その前提となる社会・産業・地域ニーズ等の把握に当たっては、法人本部がイニシアティブを取ってニーズ把握の統一的な手法を示すこととする。</p> <p>さらに、高等教育機関としての専門教育の充実や技術者として必要とされる英語力を伸ばさせることはもとより、高等学校段階における教育改革の動向も踏まえた「確かな学力」の向上を図るべく、高等専門学校における教育課程の不断の改善を促すための体制作りを推進する。</p> <p>このほか、全国的な競技会の実施への協力などを通して課外活動の振興を図るとともに、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動を始め、「豊かな人間性」の涵養を図るべく様々な体験活動の機会の充実に努める。</p>	<p>(2) 教育課程の編成等 ① 産業構造の変化や技術の高度化、少子化の進行、社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、法人本部がその機能を発揮し、イニシアティブを取って、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視点を持って社会の諸課題に立ち向かう、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を養成するため、51校の国立高等専門学校の配置の在り方の見直し及び学科再編、専攻科の充実等を行う。またその際、個々の高等専門学校の地域の特性を踏まえ、教育研究の個性化、活性化、高度化がより一層進展するよう配慮する。</p> <p>また、その前提となる社会・産業・地域ニーズ等の把握に当たっては、法人本部がイニシアティブを取ってニーズ把握の統一的な手法を示す。</p> <p>② 各分野において基幹的な科目について必要な知識と技術の修得状況や英語力を把握し、教育課程の改善に役立てるために、学習到達度試験を実施し、試験結果の分析を行うとともに公表する。また、英語については、TOEICなどを積極的に活用し、技術者として必要とされる英語力を伸ばさせる。</p> <p>③ 卒業生を含めた学生による適切な授業評価・学校評価を実施し、その結果を積極的に活用する。</p> <p>④ 公私立高等専門学校と協力して、スポーツなどの全国的な競技会やロボットコンテストなどの全国的なコンテストを実施する。</p>	<p>① 高度化再編ワーキンググループの答申に基づいて、企業等の求人状況や地域のニーズに対応できる学科改組やコース制導入についての検討を行う。</p> <p>② 霧島工業クラブや宮崎県工業会等と連携し、地域ニーズの把握に務める。</p> <p>③ 本科におけるTOEIC目標スコアを400点とする。</p> <p>④ 専攻科におけるTOEIC目標スコアを500点とする。</p> <p>⑤ 数学、物理の学習到達度試験の活用を図り、知識定着の達成度の向上を図る。</p> <p>⑥ 国際コミュニケーション力を向上させるため、英語を活用した授業の導入やTOEICの到達目標を達成するためのワーキンググループを設置し、検討を行う。</p> <p>⑦ 大学間連携共同教育推進事業を活用し、海外インターンシップを促進させる。</p> <p>⑧ 授業評価アンケートを毎年2回実施し、授業改善を積極的に行う。</p> <p>⑨ 本科卒業生、専攻科修了生、卒業・修了学生の就職先企業及び進学先へのアンケート調査を実施し、本科のカリキュラム等の見直しや専攻科のプログラムの学習教育到達目標を見直す材料とする。</p> <p>⑩ 高専機構主催のロボコン、プロコン、デザコン、英語プレコン等及び体育大会に参加する。</p>

【高専機構】 第3期中期目標	【高専機構】 第3期中期計画	【都城高専】 第3期中期計画
	⑤ ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動などの様々な体験活動の実績を踏まえ、その実施を推進する。	⑪ 地域のボランティア団体と連携し、社会奉仕体験活動や自然体験活動を積極的に実施する。 ⑫ 各年度の自校のボランティア活動の実態(内容、参加者、参加者の感想、受けた団体や人の感想など)を把握し、取りまとめる。
<p>(3) 優れた教員の確保 公募制などにより博士の学位を有する者や民間企業で実績をあげた者など優れた教育力を有する人材を教員として採用するとともに、採用校以外の教育機関などにおいても勤務経験を積むことができるように多様な人事交流を積極的に図る。 また、ファカルティ・ディベロップメントなどの研修の組織的な実施や優秀な教員の表彰を始め、国内外の大学等で研究に専念する機会や国際学会に参加する機会を充実するなど、教員の教育力の継続的な向上に努める。</p>	<p>(3) 優れた教員の確保 ① 多様な背景を持つ教員組織とするため、公募制の導入などにより、教授及び准教授については、採用された学校以外の高等専門学校や大学、高等学校、民間企業、研究機関などにおいて過去に勤務した経験を持つ者、又は1年以上の長期にわたって海外で研究や経済協力に従事した経験を持つ者が、全体として60%を下回らないようにする。 ② 教員の力量を高め、学校全体の教育力を向上させるために、採用された学校以外の高等専門学校などに1年以上の長期にわたって勤務し、またもとの勤務校に戻ることでできる人事制度を活用するほか、大学、企業などとの任期を付した人事交流を図る。 ③ 専門科目(理系の一般科目を含む。以下同じ。)については、博士の学位を持つ者や技術士等の職業上の高度の資格を持つ者、理系以外の一般科目については、修士以上の学位を持つ者や民間企業等における経験を通して高度な実務能力を持つ者など優れた教育力を有する者を採用する。 この要件に合致する者を専門科目担当の教員については全体として70%、理系以外の一般科目担当の教員については全体として80%を下回らないようにする。 ④ 女性教員の比率向上を図るため、必要な制度や支援策について引き続き検討を行い、働きやすい職場環境の整備に努める。</p>	<p>① 多様な背景を持つ教員組織とするため、公募制の導入などにより、教授及び准教授については、採用された学校以外の高等専門学校や大学、高等学校、民間企業、研究機関などにおいて過去に勤務した経験を持つ者、又は1年以上の長期にわたって海外で研究や経済協力に従事した経験を持つ者を採用するよう配慮する。 ② 高専・技科大学間教員交流制度や企業内研修制度を積極的に活用する。 ③ 専門科目(理系の一般科目を含む。以下同じ。)については、博士の学位を持つ者や技術士等の職業上の高度の資格を持つ者、理系以外の一般科目については、修士以上の学位を持つ者や民間企業等における経験を通して高度な実務能力を持つ者など優れた教育力を有する者を採用する。この要件に合致する者を専門科目担当の教員については全体として70%、理系以外の一般科目担当の教員については全体として80%を下回らないようにする。 ④ 女性教員比率を向上させるため、教員公募においては女性限定の公募や優先的な採用・登用等を検討する。 ⑤ 高専教員の公募拡大を図るため、高専機構や大学が実施する合同説明会やキャリアガイダンス等に積極的に女性教員を派遣する。 ⑥ 大学や高専卒業女子学生を対象とした高専教員のインターンシップの受け入れ事業を検討する。 ⑦ 高専機構主催の各種研修に積極的に参加する。また、研修終了後、報告会を開催し、研修内容を共有することで教員の能力の向上を図る。 ⑧ 九州・沖縄地区教員研修や高等教育コンソーシアム宮崎等が開催する研修会に教員を派遣する。 ⑨ 校内公開授業や校内FD研修会を毎年実施し、FD活動を推進する。 ⑩ 現行の教員顕彰を継続して実施する。 ⑪ 在外研究員制度や内地研究員制度の活用を推奨し、教員の研究・研修を促進する。 ⑫ 教員の国内外での学会発表や発表論文等の状況を年1回調査し、研究・研修への参加を推進する。</p>
<p>(4) 教育の質の向上及び改善のためのシステム 教育研究の経験や能力を結集して国立高等専門学校の特性を踏まえた教育方法や教材などの共有を進めるとともに、前中期目標期間中に策定したモデルコアカリキュラムを本格導入し、高等専門学校教育の質保証を図る。 学校の枠を越えた学生の交流活動を推進するとともに、高等専門学校における教育方法の改善に関する取組を促進するため、特色ある効果的な取組の事例を蓄積し、全ての学校がこれら</p>	<p>(4) 教育の質の向上及び改善のためのシステム ① 全高等専門学校が利用できる教材の共有化を進め、学生の主体的な学びを実現するICT活用教育環境を整備することにより、モデルコアカリキュラムの導入を加速化し、高等専門学校教育の質保証を推進する。</p>	<p>① モデルコアカリキュラム(試案)の導入を促進する。 ② ICT教材の活用や開発のため、学内の教材管理体制を構築する。 ③ 学生基本情報等をデータベース化し、機構の高専学生情報総合システムに対応できるように整備を推進する。</p>

【高専機構】 第3期中期目標	【高専機構】 第3期中期計画	【都城高専】 第3期中期計画
<p>を共有する。さらに、学校教育法第123条において準用する同法第109条第1項に基づく自己点検・評価や同条第2項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価などを通じた教育の質の保証がなされるようにする。</p> <p>実践的技術者を養成する上での学習の動機付けを強めるため、産業界等との連携体制の強化を支援するほか、理工系の大学、とりわけ高等専門学校と連続、継続した教育体系のもと教育を実施し実践的・創造的・指導的な技術者の養成を推進している技術科学大学などとの有機的連携を深める。</p>	<p>② 実践的技術者養成の観点から、在学中の資格取得を推進するとともに、日本技術者教育認定機構によるプログラム認定等を活用して教育の質の向上を図る。</p> <p>③ 毎年度サマースクールや国内留学などの多様な方法で学校の枠を超えた学生の交流活動を推進する。</p> <p>④ 高等専門学校における特色ある教育方法の取組を促進するため、優れた教育実践例を取りまとめ、総合データベースで共有するとともに、毎年度まとめて公表する。</p> <p>⑤ 学校教育法第123条において準用する第109条第1項に規定する教育研究の状況についての自己点検・評価、及び同条第2項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価など多角的な評価への取組によって教育の質の保証がなされるように、評価結果及び改善の取組例について総合データベースで共有する。</p> <p>⑥ 乗船実習が義務付けられている商船学科の学生を除き、中期目標の期間中に、8割の学生が卒業までにインターンシップに参加できるよう、産業界等との連携を組織的に推進するとともに、地域産業界との連携によるカリキュラム・教材の開発など共同教育の推進に向けた実施体制の整備を図る。</p> <p>⑦ 企業技術者や外部の専門家など、知識・技術をもった意欲ある人材を活用した教育体制の構築を図る。</p> <p>⑧ 理工系大学、とりわけ技術科学大学との間で定期的な協議の場を設け、教員の研修、教育課程の改善、高等専門学校卒業生の継続教育などの分野で、有機的な連携を推進する。本科卒業後の編入学先として設置された技術科学大学との間で役割分担を明確にした上で必要な見直しを行い、より一層円滑な接続を図る。</p> <p>⑨ インターネットなどを活用したICT活用教育の取組を充実させる。</p>	<p>④ 「生産デザイン工学」プログラムの改善（2012年度基準への対応）を図り、日本技術者認定機構（JABEE）の認定を受ける（2015年度審査予定）。</p> <p>⑤ 九州沖縄地区あるいは近隣高専間での交流活動を推進する。</p> <p>⑥ 全国の高等専門学校における特色ある教育方法の取組や優れた教育実践例を参照し、本校で実施可能な取組の導入を検討する。</p> <p>⑦ 認証評価の計画的な受審のため、毎年データの収集と管理を行い、PDCAサイクルを検証する。</p> <p>⑧ 保護者による学校評価アンケートを継続して実施する。</p> <p>⑨ 外部有識者による学校評議員会を継続して開催する。</p> <p>⑩ 海外インターンシップの充実を図る。</p> <p>⑪ 宮崎県、宮崎県工業会、霧島工業クラブ等と定期的な連携会議を開催し、国内外インターンシップ先の拡大とインターンシップ内容の充実を図る。</p> <p>⑫ 九州沖縄地区高専等との連携により、各高専の共同教育事例を整理し、専攻科やキャリア支援室等と連携して、本校の共同教育の充実に努める。</p> <p>⑬ 同窓会ネットワークと連携し、共同教育の充実を図る。</p> <p>⑭ インターンシップ先の調査を継続して実施し、教務係でデータベース化する。</p> <p>⑮ キャリア支援室と地元産業界が連携し、インターンシップの実施体制の整備を図る。</p> <p>⑯ 宮崎県、宮崎県工業会、みやざき技術士の会、高等教育コンソーシアム宮崎等と連携し、地域連携テクノセンター及びキャリア支援室が、企業技術情報や企業人材活用等についての情報収集を行い、総合データベース化を検討する。</p> <p>⑰ 三機関連携協働教育改革事業等に積極的に参加する。</p> <p>⑱ 家庭でもe-learningが利用できる環境を整える。</p> <p>⑲ ICT活用教育を導入するための予算確保・学内整備計画の企画立案やICT活用教育の導入効果を検証するため、情報化対応戦略委員会（仮称）を設置し、ICT活用教育を推進する。</p>
<p>(5) 学生支援・生活支援等</p> <p>中学校卒業直後の学生を受入れ、かつ、相当数の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、修学上の支援に加え進路選択や心身の健康等の生活上の支援を充実させる。また、寄宿舎などの学生支援施設の整備を計画的に進めるとともに、各種奨学金制度など学生支援に係る情報の提供体制を充実させる。さらに、学生の就職活動を支援する体制を充実し、学生一人ひとりの適性と希望にあった指導を行う。</p>	<p>(5) 学生支援・生活支援等</p> <p>① 中学校卒業直後の学生を受入れ、かつ、相当数の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、高等専門学校のメンタルヘルスを含めた学生支援・生活支援の質の向上及び支援業務等における中核的人材の育成等を推進する。</p> <p>② 寄宿舎などの学生支援施設の計画的な整備を図る。</p>	<p>① 高専機構やその他の機関が主催するメンタルヘルス研修会に継続して参加する。</p> <p>② メンタルヘルスに係る研修報告会の開催や学内のメンタルヘルスに係る情報を学生相談支援室及び保健室が中心となって教職員への情報の共有化を推進する。</p> <p>③ 老朽化した寄宿舎等の整備、女子学生及び留学生の増加に向けた寄宿舎の計画的な整備を検討する。</p>

【高専機構】 第3期中期目標	【高専機構】 第3期中期計画	【都城高専】 第3期中期計画
	<p>③ 独立行政法人日本学生支援機構などと緊密に連携し、高等専門学校における各種奨学金制度など学生支援に係る情報の提供体制を充実させるとともに、産業界等の支援による奨学金制度の充実を図る。</p> <p>④ 学生の適性や希望に応じた進路選択のため、企業情報、就職・進学情報などの提供体制や相談体制を含めたキャリア形成支援を充実させる。なお、景気動向等の影響を勘案しつつ、国立高等専門学校全体の就職率については前年度と同様の高い水準を維持する。</p> <p>⑤ 船員養成機関である高等専門学校の商船学科においては、船員不足のニーズに応えるため、現状を分析した上で、関係機関と協力して船員としての就職率を上げるための取組を行う。</p>	<p>④都城高専ゆめ基金を創設し、修学支援を行う。</p> <p>⑤キャリア支援室を中心に地元企業の就職先の開拓やインターンシップ事業をより一層推進する。</p> <p>⑥女子学生の就職・進学先を開拓し、進路に対する不安を解消する。</p>
<p>(6) 教育環境の整備・活用 施設・設備の有効活用、適切な維持保全、運用管理を図るとともに、産業構造の変化や技術の進歩に対応した教育を行うため、耐震補強などの防災機能の強化を含む施設改修、設備更新など安全で快適な教育環境の整備を計画的に進める。その際、施設の長寿命化や身体に障害を有する者にも配慮する。 教職員・学生の健康・安全を確保するため各高等専門学校において実験・実習・実技に当たった安全管理体制の整備を図っていく。科学技術分野への男女共同参画を推進するため、修学・就業上の環境整備に関する方策を講じる。</p>	<p>(6) 教育環境の整備・活用 ①施設マネジメントの充実を図り、産業構造の変化や技術の進展に対応できる実験・実習や教育用の設備の更新、実習工場などの施設の改修をはじめ、耐震性の確保、校内の環境保全、ユニバーサルデザインの導入、環境に配慮した施設の整備など安全で快適な教育環境の整備を計画的に推進する。特に、施設の耐震化率の向上に積極的に取り組む。PCB廃棄物については、計画的に処理を実施する。</p> <p>②中期目標の期間中に専門科目の指導に当たる全ての教員・技術職員が受講できるように、安全管理のための講習会を実施する。</p> <p>③ 男女共同参画を推進するため、各高等専門学校の参考となる情報の収集・提供について充実させると共に、必要な取組について普及を図る。</p>	<p>①施設マネジメントの充実を図るとともに、施設・設備のきめ細やかなメンテナンスを実施する。 ②産業構造の変化や技術の進展に対応できる実験・実習や教育用の設備の更新、実習工場などの施設の改修をはじめ、耐震性の確保、校内の環境保全、ユニバーサルデザインの導入、環境に配慮した施設の整備など安全で快適な教育環境の整備を計画的に推進する。 ③PCB廃棄物の適切な保管と計画的かつ適切な処理を行う。</p> <p>④安全衛生管理者による講習会や学内巡視を継続して実施する。 ⑤実験実習安全必携を配付し、学内の安全対策を継続して行う。</p> <p>⑥学外の男女共同参画推進等の研修会への参加や学内での講習会等の取組を積極的に行う。 ⑦女性教員比率の向上と女性教員の研究活動の支援の推進を図る。 ⑧女性教職員や女子学生の支援の強化及びキャリア形成のため講演会やセミナー等の開催を推進する。</p>
<p>2 研究や社会連携に関する目標 教育内容を技術の進歩に即応させるとともに教員自らの創造性を高めるため、高等専門学校における研究活動を活性化させる方策を講じる。 地域共同テクノセンター等を活用して、地域を中心とする産業界や地方公共団体との共同研究・受託研究への積極的な取組を促進するとともに、その成果の知的資産化に努める。 高等専門学校における共同研究などの成功事例を広く公開する。また、地域の生涯学習機関として公開講座を充実させる方策を講じる。</p>	<p>2 研究や社会連携に関する事項 ① 高等専門学校間の共同研究を企画するとともに、研究成果等についての情報交換会を開催する。また、科学研究費助成事業等の外部資金獲得に向けたガイダンスを開催する。</p>	<p>①本校の技術の特徴を「農商工連携技術」とその他の「新技術」に分類し、それぞれの技術をそれに相応しい展示会や新技術説明会で発表できるよう支援する。 ②優れた技術に関しては、全国高専テクノフォーラムや、JST新技術説明会、イノベーションジャパン等に出展し、シーズ・ニーズのマッチングを図る。また、そのために特許取得の推進を図る。 ③自治体や国の省庁、他高専等との連携を継続し、それらのネットワークを活用した共同研究等を推進する。(例：ICT農業等) ④学内共同研究の推進とそれによる外部資金獲得に有効なガイダンスやセミナーを継続的に開催する。 ⑤学内研究活動活性化のため、共同研究の概要紹介・新規導入機器の紹介等の活動を行う。</p>

【高専機構】 第3期中期目標	【高専機構】 第3期中期計画	【都城高専】 第3期中期計画
	<p>② 地域共同テクノセンター等を活用して、産業界や地方公共団体との共同研究、受託研究への取組を促進するとともに、これらの成果を公表する。</p> <p>③ 技術科学大学との連携の成果を活用し、国立高等専門学校の研究成果を知的資産化するための体制を整備し、全国的に展開する。</p> <p>④ 教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を印刷物、データベース、ホームページなど多様な媒体を用いて企業や地域社会に分かりやすく伝えられるよう高等専門学校の広報体制を充実する。</p> <p>⑤ 満足度調査において公開講座（小・中学校に対する理科教育支援を含む）の参加者の7割以上から評価されるように、地域の生涯学習機関として高等専門学校における公開講座を充実する。</p>	<p>⑥学内研究コーディネーターを配置し、学内外の共同研究を推進する。 ⑦地域連携テクノセンター設備の充実を図る。また、地域の企業の新製品開発に繋がるような設備を優先的に導入する。 ⑧地域産業の振興に繋がる技術や革新的技術には、特許取得やテクノセンター利用等で支援を行う。 ⑨JSTや各省庁（経産省、総務省、農水省等）主催の技術説明会、展示・商談会に積極的に出展する。 ⑩九州沖縄地区高専等と両技科大との連携による新技術説明会に、積極的に出展する。 ⑪平成26年3月に竣工した地域連携テクノセンターの活用を図る。 ⑫環境保全関連の研究に対し、学内予算配分等の経費支援を行う。 ⑬特定分野の研究に対し、学内予算配分等の経費支援を行う。</p> <p>⑭日本弁理士会九州支部や企業等での知財業務経験者（特許アドバイザー）と連携して、定期的な特許相談会や特許に関する講演会を開催し、特許出願数の向上を目指す。 ⑮特許相談会の充実を図る。</p> <p>⑯高専機構ポータルサイトやテレビ会議システム等を活用し、高専機構の産学官連携コーディネーターとの定期的な情報交換を行う。 ⑰企業等が技術相談をし易くなるよう本校ホームページを改善する。 ⑱霧島工業クラブや宮崎県工業会等を通じた技術相談窓口を充実させる。 ⑲研究シーズ集の改善と掲載内容の更新を定期的に行う。その際、外部有識者の意見等を聴き、より明確なシーズ集を作成するとともに、シーズ集の活用を図る。 ⑳各高専の広報状況等に関して、九州沖縄地区高専テクノセンター長等会議で情報交換を行い、優れた例があれば、本校での広報に取り入れる。</p> <p>㉑科学技術や資格試験に関する公開講座等を充実させる。 ㉒企業グループ等と連携して技術に関する公開講座等の開催を図る。 ㉓文化教養、語学、健康・スポーツに関する公開講座等を充実させる。 ㉔小中学校教育支援に関わる公開講座・イベントを充実させる。地域の小中学校生徒とその保護者を対象とした「おもしろ科学フェスティバル」を開催する。 ㉕小中学校教育支援に関しては、県や市の教育委員会等と連携を図る。 ㉖公開講座、出前授業、おもしろ科学フェスティバル等の満足度アンケートや参加者数を分析し、PDCAサイクルで改善を行う。</p>
<p>3 国際交流に関する目標 急速な社会経済のグローバル化に伴い、産業界のニーズに応える語学力や異文化理解力、リーダーシップ、マネジメント力等を備えグローバルに活躍できる技術者を育成する。 安全面に十分な配慮をしつつ、教員や学生の国際交流への積極的な取組を推進する。また、留学生の受入れについては、「留学生30万人計画」の方針の下、留学生受入拠点を整備するなど、受入れの推進及び受入数の増大を図るとともに、留学生が我が国の歴史・文化・社会に触れる機会を組織的に提供する。</p>	<p>3 国際交流等に関する事項 ①安全面への十分な配慮を払いつつ、学生や教員の海外交流を促進するため海外の教育機関との国際交流やインターンシップを推進するとともに、経済状況を踏まえつつ、法人本部主催の海外インターンシップの派遣学生数について、前中期計画期間比200%を目指す。 また、技術科学大学と連携・協働した高専教育のグローバル化に取り組む。</p> <p>②留学生交流促進センターの機能を活用して、留学生交流の拡大に向けた環境整備及びプログラムの充実や海外の教育機関との相互交流並びに優れたグローバルエンジニアを養成するための取組等を積極的に実施する。</p>	<p>①大学間連携共同教育推進事業を通じて、アジア諸国との包括的学術交流協定を締結し、国際交流を推進する。 ②国立モンゴル科学技術大学との学術交流を継続して行う。 ③日本学生支援機構の奨学金制度を積極的に活用するため、留学や海外インターンシップについて学生への指導と支援を推進する。</p> <p>④外国人留学生の3年次編入学生を受け入れるための環境整備や受け入れ体制の強化を図る。 ⑤留学生交流促進支援センターの留学生教育プログラムの活用や研修会等への参加を促進する。</p>

【高専機構】 第3期中期目標	【高専機構】 第3期中期計画	【都城高専】 第3期中期計画
	③留学生に対し、我が国の歴史・文化・社会に触れる研修旅行などの機会を学校の枠を越えて毎年度提供する。	⑥九州沖縄地区高専の留学生交流プログラムの継続の推進を図る。
<p>4 管理運営に関する目標</p> <p>機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するとともに、そのスケールメリットを生かし、戦略的かつ計画的な資源配分を行う。また、本法人の効率的な運営を図る観点から、管理業務の集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することを検討する。</p> <p>法人組織内の内部統制については更に充実・強化を図る。また、常勤監事を置き監事監査体制を強化する。</p> <p>事務職員の資質の向上のため、国立大学法人などとの人事交流を積極的に行うとともに、必要な研修を計画的に実施する。</p> <p>業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。</p>	<p>4 管理運営に関する事項</p> <p>① 機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するとともに、そのスケールメリットを生かし、戦略的かつ計画的な資源配分を行う。</p> <p>② 管理運営の在り方について、校長など学校運営に責任ある者による研究会を開催する。</p> <p>③ 効率的な運営を図る観点から、管理業務の集約化やアウトソーシングの活用などに引き続き努める。</p> <p>④ 法人の課題やリスクに対し組織一丸となって対応できるよう、研修や倫理教育等を通じた全教職員の意識向上に取り組む。</p> <p>⑤ 常勤監事を置き監事監査体制を強化する。あわせて、法人本部を中心として法人全体の監査体制の充実を図る。</p> <p>⑥ 平成23年度に策定した「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策」の確実な実施を各国立高等専門学校に徹底させるとともに、必要に応じ本再発防止策を見直す。</p> <p>⑦ 事務職員や技術職員の能力の向上のため、必要な研修を計画的に実施するとともに、必要に応じ文部科学省などが主催する研修や企業・地方自治体などにおける研修などに職員を参加させる。</p> <p>⑧ 事務職員及び技術職員については、国立大学との間や高等専門学校間などの積極的な人事交流を図る。</p> <p>⑨ 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。</p> <p>⑩ 各国立高等専門学校において、機構の中期計画および年度計画を踏まえ、個別の年度計画を定めることとする。なお、その際には、各国立高等専門学校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。</p>	<p>① 毎月開催する校長補佐連絡会議や運営企画委員会において、学校管理運営や教育活動に対する迅速な対応とPDCAを意識した学校運営を実践する。</p> <p>② 中期計画・年度計画の特色ある学校運営と確実かつ円滑な達成を目指すため、学内の委員会やワーキンググループ等の連携と協力体制の推進を図る。</p> <p>③ 年1回開催している校内教員研修を継続して行う。</p> <p>④ 毎年開催される九州沖縄地区校長会や都城市校長会に、必ず参加する。</p> <p>⑤ 効率的な運営を図る観点から、業務の見直しを行い、アウトソーシングの活用などを検討する。</p> <p>⑥ 教職員の服務監督・健康管理の充実を図る。</p> <p>⑦ 公的研究費の使用に関する研修会を定期的を開催する。</p> <p>⑧ 事務職員や技術職員の能力の向上のため、各種研修に職員を積極的に参加させる。</p> <p>⑨ 各種研修参加者による学内研修報告会を開催する。</p> <p>⑩ 事務職員及び技術職員については、国立大学との間や高等専門学校間などの積極的な人事交流を図る。</p> <p>⑪ 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、情報システム環境を整備する。</p> <p>⑫ 機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、本校の年度計画を定める。なお、その際には、本校の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。</p>

【高専機構】 第3期中期目標	【高専機構】 第3期中期計画	【都城高専】 第3期中期計画
<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費(人件費相当額を除く。)については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p> <p>51の国立高等専門学校が1つの法人にまとめられたスケールメリットを生かし、戦略的かつ計画的な資源配分を行うとともに、業務運営の効率化を図る観点から、更なる共同調達の推進や一般管理業務の外部委託の導入等により、一層のコスト削減を図る。</p> <p>また、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。</p> <p>さらに、平成19年度に策定した随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、随意契約見直し計画の取組状況をホームページにより公表する。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費(人件費相当額を除く。)については3%、その他は1%の業務の効率化を図る。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p> <p>51の国立高等専門学校が1つの法人にまとめられたスケールメリットを生かし、戦略的かつ計画的な資源配分を行うとともに、業務運営の効率化を図る観点から、更なる共同調達の推進や一般管理業務の外部委託の導入等により、一層のコスト削減を図る。</p> <p>契約に当たっては、原則として一般競争入札等によるものとし、企画競争や公募を行う場合においても競争性、透明性の確保を図る。</p> <p>さらに、平成19年度に策定した随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、随意契約見直し計画の取組状況をホームページにより公表する。</p>	<p>①契約に当たっては、原則として一般競争入札等によるものとし、企画競争や公募を行う場合においても競争性、透明性の確保を図る。</p>
<p>Ⅳ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 自己収入の増加</p> <p>共同研究、受託研究、寄附金、科学研究費助成事業などの外部資金の獲得に積極的に取り組み、自己収入の増加を図る。</p> <p>2 固定的経費の節減</p> <p>管理業務の合理化に努めるとともに、定員管理や給与管理を適切に行い、教職員の意識改革を図って、固定的経費の節減を図る。</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現</p> <p>共同研究、受託研究、寄附金、科学研究費助成事業などの外部資金の獲得に積極的に取り組み、自己収入の増加を図る。</p> <p>2 予算</p> <p>別紙1</p> <p>3 収支計画</p> <p>別紙2</p> <p>4 資金計画</p> <p>別紙3</p> <p>5 予算等のうち常勤役職員に係る人件費</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>①共同研究、受託研究、寄附金、科学研究費助成事業などの外部資金の獲得に積極的に取り組み、自己収入の増加を図る。</p>
	<p>Ⅳ 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額</p> <p>155億円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金の受入の遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。</p>	

【高専機構】 第3期中期目標	【高専機構】 第3期中期計画	【都城高専】 第3期中期計画
	<p>V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 以下の土地を国庫に現物納付又は譲渡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苫小牧工業高等専門学校錦岡宿舍団地（北海道苫小牧市明德町四丁目3 2 7 番 3 7、2 3 6） 4,492.10㎡</li> <li>・八戸工業高等専門学校中村団地（青森県八戸市大字田面木字中村6 0） 5,889.43㎡</li> <li>・福島工業高等専門学校下平窪団地（福島県いわき市平下平窪字鍛冶内3 0） 1,510.87㎡、桜町団地（福島県いわき市桜町4 - 1） 480.69㎡</li> <li>・長岡工業高等専門学校若草1丁目団地（新潟県長岡市 若草町1 丁目5 - 1 2） 276.36㎡</li> <li>・富山高等専門学校下堀団地（富山県富山市下堀字上大道割8 5 番 3 9） 596.33㎡</li> <li>・石川工業高等専門学校横浜団地（石川県河北郡津幡町字横浜イ 1 3 7） 3,274.06㎡</li> <li>・沼津工業高等専門学校香貫団地（静岡県沼津市南本郷町1 4 - 2 7） 288.19㎡</li> <li>・香川高等専門学校勅使町団地（香川県高松市勅使町3 5 5） 5,606.00㎡</li> <li>・有明工業高等専門学校平井団地（熊本県荒尾市下井手字丸山7 6 8 番） 247.75㎡、宮原団地（福岡県大牟田市宮原町1 丁目2 7 0 番） 2,400.54㎡、正山1 0 団地（福岡県大牟田市正山町1 0 番） 292.76㎡、正山7 1 団地（福岡県大牟田市正山町7 1 番2） 284.39㎡</li> <li>・佐世保工業高等専門学校瀬戸越団地（長崎県佐世保市瀬戸越1 丁目1945番地17, 18, 19, 20, 21, 57） 2,081.75㎡</li> <li>・都城工業高等専門学校年見団地（宮崎県都城市年見町3 4 号7 番） 439.36㎡</li> </ul>	<p>①機構の財産譲渡等に係る計画に基づき、必要な手続を行う。</p>
	<p>VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、教育研究活動の充実、学生の福利厚生への充実、産学連携の推進などの地域貢献の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>	
	<p>VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画 施設マネジメントの充実を図り、教育研究活動に対応した適切な施設の確保・活用を計画的に進める。</p>	<p>①施設マネジメントの充実を図り、教育研究活動に対応した適切な施設の確保・活用を計画的に進める。</p>
	<p>2 人事に関する計画 (1) 方針 教職員ともに積極的に人事交流を進め多様な人材の育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を図る。 (2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員の抑制を図るとともに、事務の電子化、アウトソーシング等により事務の合理化を進め、事務職員を削減する。</p>	<p>②教職員ともに積極的に人事交流を進め多様な人材の育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を図る。</p>